

# 建築基準法の許可等の申請に対する審査手数料

東近江市 R4.10.1

許可等の申請種別	1件の手数料(円)
法7条の6第1項第1号又は第18条第22項の規定に基づく仮使用承認の申請	120,000
法43条第2項1号の規定に基づく建築の許可の申請	27,000
法43条第2項2号の規定に基づく建築の許可の申請	33,000
法44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請	33,000
法44条第1項第3号の規定に基づく建築の許可の申請	27,000
法44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請	160,000
法47条ただし書きの規定に基づく建築の許可の申請	160,000
法48条第1～14項ただし書きの規定に基づく建築等の許可の申請	180,000
法48条第16項1号の規定に基づく建築等の許可の申請	110,000
法48条第16項2号の規定に基づく建築等の許可の申請	130,000
法51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可の申請	160,000
法52条第10項,第11項,第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	160,000
法53条第4項,第6項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外の許可の申請	33,000
法55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の許可の申請	27,000
法55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請	160,000
法56条の2第1項ただし書きの規定に基づく建築物の高さの許可の申請	160,000
法57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	27,000
法85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	120,000
法85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	160,000
法86条の7第4項の規定に基づく移転の認定の申請	27,000
法86条の8第1項、第3項、法87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請	27,000
法87条の3第6項の規定に基づく興行場等への使用許可の申請	120,000
法87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への使用許可の申請	160,000
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	160,000
東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例に基づく許可の申請	27,000 (建築物に付随する門又は塀のみに係る申請にあっては、9,000円)
東近江市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第3条第1項ただし書の規定に基づく特別用途地区内における建築の許可の申請	180,000

※1. 「法」とは建築基準法のことを示します。

※2. 当該表に記載のない項目については、東近江市手数料条例([http://www.city.higashiomi.shiga.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r151RG00000219.html](http://www.city.higashiomi.shiga.jp/reiki_int/reiki_honbun/r151RG00000219.html))をご覧ください。